

III 運 営 編

第1章 学科・専攻

1. 短期大学の成立と学科・専攻課程の概念

短期大学は、大学（学校教育法第52条）の特例として、その目的の一部を「職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」（同法第69条の2）とした大学で、第1次的な教育研究組織として学科を置くこととなっている（同法第69条の2第5項）。

短期大学は、昭和22年の新学制制定で教員組織や施設・設備等が不十分で新制大学に転換できなかった専門学校などを対象に当時の教育刷新委員会が暫定的な処置として、短期大学と称する2年制又は3年制の大学を設けることを昭和24年1月に決定し、同年に学校教育法を改正して翌25年4月から暫定的な制度として発足した。短期大学に学部や大学院を置かない理由はこうした成立の由来が大きく影響しているものと思われる。

短期大学の「学科」は第1次的組織であるため、第2次的組織となる大学の「学科」とでは、その性格が必ずしも同じとはいえない。

すなわち短期大学設置基準第3条では、「①学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。②学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。」と、短期大学における学科の位置付けと性格を明らかにしている。

これに対して大学の「学科」は学部の中に設けられ、学部内のそれぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとされている。なお、平成3年6月の大学設置基準の改正で学科に「専攻課程」を置く規定は廃止された。

短期大学の専攻課程は、「学科」の中に設けられる組織であるので当該学科の専門分野を超えた設置はできない。

したがって、「専攻課程」は、「○○学科□□専攻、△△専攻」のように呼称されている。

2. 学科・専攻課程の設置

短期大学及び短期大学の学科を設置する際は、学校教育法第4条の規定により、原則として、文部科学大臣の認可を受けなければならないと定められている。ただし、同条第2項で、短期大学の学科については、既設学科の分野の変更を伴わない場合に限り、文部科学大臣の認可を必要とせず、あらかじめ届けることにより設置が可能であるとされている。この第2項のただし書きは、平成14年11月の改正により新たに加えられたものである。

既設学科の分野とは異なる分野の学科を新たに設置する場合は、従来どおり認可事項となる。認可申請の際に提出すべき書類については同法施行規則第3条その他に、提出の時期については「大

学の設置等の申請手続等に関する規則」(平成3年文部省令第46号)に、書類の様式及び提出部数については「大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数」(平成15年文科省告示第54号)に、それぞれ定められている。申請を受けた文部科学大臣は、大学設置・学校法人審議会に諮問し(学校教育法第60条の2及び私立学校法第8条第2項),その答申を受けて認可することになっている。なお、提出の時期については、今回の学校教育法の改正を機に弾力化がはかられ、従来、4月申請12月認可であったが、6月申請11月認可と期間が短縮された。9月申請1月認可も加わり、申請機会が2回となった。

また、認可に際しては、短期大学設置基準等で定められている基準を満たしていることが原則であるが、教員組織、校舎等の施設設備については、完成年次まで段階的に整備することが認められている。これについては、平成15年3月の短期大学設置基準改正の際に、第37条として規定されている。段階的整備を行うための条件等については、平成15年文科省告示第52号に定められている。

また、認可に際しては、入学定員超過率も条件に加えられている。すなわち、短期大学の場合、過去2年間(3年制短期大学にあっては過去3年間)の学科ごとの入学定員超過率が1.3倍以上の場合には設置は認められない。ただし、平成19年度までの開設にかかる入学定員超過率については経過措置が設けられており、この間は、年度ごとに定められた超過率の範囲内であれば設置が認められる(平成15年文科省告示第45号)。

ところで、学科の新增設の審査に当たっては、特定の分野を除き、従来から原則抑制の方針が採られていたが、大学間の自由な競争により各大学が社会的な需要等に柔軟に対応することができるよう、平成14年11月の学校教育法改正を機に、抑制方針は撤廃されることになった。同時に、工業(工場)等制限区域・準制限区域内の短期大学等の設置等についても、その抑制方針が撤廃された。

こうして学科の設置が、一部届出化され、又は抑制方針が撤廃されるなど、様々な形で自由化されたことにより、いわゆる改組転換(既設の学部・学科等を廃止し、その教員組織、施設設備を基に同種の学部・学科等を新設するもの)の概念は、提出書類が一部省略できること等を除いては、特別な意味あいを失ったことになる。

既に述べたように、学科の設置は原則として認可事項であるが、新設する学科が既設学科の分野の範囲内であれば、届出事項となる。学科の分野の変更に関する基準は、平成15年文科省告示第39号において示されている。同告示に示されている学科の分野のいずれにも該当しない学科を新たに設置する場合で、当該新学科の教員基準数の2分の1以上が、既設の学科から移行する場合には、届出事項になる。

なお、今回の学校教育法改正にともない、各短期大学は、正式な届出に先立って、当該案件が届出事項に該当するか否かについて、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会に、事前に相談することができるとされている。

学科の設置が、届出事項に該当する場合であっても、その内容が短期大学設置基準等の法令に

適合していなければいけないことは言うまでもないことであり、仮に届出内容が法令に適合しない場合は、文部科学大臣は、変更命令等を出すことができるものとされている（学校教育法第4条第3項）。

(1) 夜間学科

短期大学は、夜間において授業を行う学科を設けることができる（学校教育法第69条の2第6項）。また、夜間において授業を行う学科のみを置く短期大学の設置も可能である。

夜間の学科を設置する場合は、原則として文部科学大臣の認可を受けなければならないが、既設学科の分野の変更をともなわない場合には、届出事項となる。

なお、夜間学科とは、もっぱら夜間に授業を行う学科をいい、昼夜開講制の学科における夜間主コースとは別のあるものである。

(2) 専攻科・別科

短期大学は、専攻科及び別科を設けることができる（学校教育法第57条）。専攻科・別科の設置は届出事項で、届出期限は設置しようとする年度の前年度の12月31日とされている。また、専攻科の入学資格については学校教育法施行規則第70条第2項に、別科の入学資格については学校教育法第56条第1項・第57条第3項に規定されている。

○専攻科、別科の名称に関する申し合せ（昭和29年3月6日大学設置審議会常任委員会）

専攻科、別科は原則として学部又は学科を基礎とし、その名称は次の標準による。

一、 専攻科

- 1 ○○大学○○専攻科（○○専攻）
- 2 ○○大学専攻科○○専攻

二、 別科

- 1 ○○大学○○別科（○○専攻）
- 2 ○○大学別科○○専攻

○短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程（平成3年12月25日規程第4号、最終改正平成12年4月1日）

（趣旨）

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項に規定する短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち学位授与機構（以下「機構」という。）が定める要件を満たすもの（以下「学位規則第6条第1項に規定する専攻科」という。）の認定については、この規程の定めるところによる。

(専攻科の認定の要件等)

第2条 機構は、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科で、次の各号に該当すると認められるものを、学位規則第6条第1項に規定する専攻科として認定する。

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
 - 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
 - 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は助教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
 - 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める教授、助教授又は講師の資格に相当する資格を有する者であること。
 - 五 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。
- 2 前項の認定は、専攻科に置かれる専攻ごとに行うものとする。

(以下略)

○学校教育法

第4条 国立学校、この法律によって設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第69条の2第2項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 1 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学文部科学大臣
 - 2 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園都道府県の教育委員会
 - 3 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園都道府県知事
- ② 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 1 大学の学部又は大学院の研究科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - 2 第69条の2第2項の大学の学科の設置であって、当該大学が設置する学科の分野の変更を伴わないもの
 - 3 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第69条の2第2項の大学の学科の廃止
 - 4 前3号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- ③ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること

とができる。

- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の設置する幼稚園については、第1項の規定は適用しない。この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定する事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- ⑤ 第2項第1号の学位の種類及び分野の変更並びに同項第2号の学科の分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

○文部科学省告示第39号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第5項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の2第2項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準を次のように定める。

平成15年3月31日

文部科学大臣 遠山 敏子

学位の種類及び分野の変更等に関する基準

（学位の種類及び分野の変更に関する基準）

第1条 大学の学部、学部の学科、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は専攻に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であって、学校教育法（以下「法」という。）第4条第2項第1号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第23条の2第1項第1号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第1の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
 - 二 設置等の前後において、別表第1の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと。
- 2 法第52条の大学における通信教育の開設（以下この項において「開設」という。）であって、令第23条の2第1項第3号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開設とする。
- 一 開設の前後において、当該大学が授与する別表第1の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
 - 二 開設の前後において、別表第1の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

（学科の分野の変更に関する基準）

第2条 短期大学又は高等専門学校の学科の設置であって、法第4条第2項第2号又は令第23条の2第1項第2号に該当するものは、当該設置の前後において、別表第2の上欄に掲げる学科の種類に応じ同表の下欄に掲げる学科の分野の変更を伴わないものとする。

- 2 短期大学における通信教育の開設であって、令第23条の2第1項第4号に該当するものは、開設の前後において、別表第2短期大学の学科の項の下欄に掲げる分野の変更を伴わないものとする。

附則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
専門職学位	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係（法曹養成関係を除く。）、法曹養成関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められる場合に限り、第1条第1項第2号又は第2項第2号の規定に該当するものとして取り扱う。	

別表第2

学位の種類	学科の分野
短期大学の学科	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
高等専門学校の学科	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係
備考 学際領域等右記の区分により難い学科の分野の判定に当たっては、設置又は開設に係る学科の教員数の半数以上が既設の学科に所属していた教員で占められる場合に限り、第2条第1項又は第2項の規定に該当するものとして取り扱う。	

○短期大学設置基準

第37条 新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

○文部科学省告示第52号

短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第37条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合

の教員組織、校舎等の施設及設備の段階的な整備について次のように定める。

平成15年3月31日

文部科学大臣 遠山 敏子

1 教員組織の段階的整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。

- 一 短期大学全体の整備に係る計画が確立し、かつ、教育研究に支障のない限度において、各年次にわたって行うものであること。
- 二 各授業科目を開設する年次において当該授業科目の授業を担当する教員を置くことを原則として、次の表の上欄に掲げる各年次においてそれぞれ同表の下欄に掲げる必要とする教員数に占める割合以上の数の教員を置くものであること

年 次	必要とする教員数に占める割合	
	2 年 制	3 年 制
開設時	50 %	34 %
第1年次中	50 %	33 %
第2年次中	—	33 %

三 整備に係る計画の期間中に、原則として教員が異動しないこと

2 校舎等の施設及び設備（以下「校舎等」という。）の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。

- 一 短期大学全体の整備に係る計画が確立し、かつ、教育研究に支障のない限度において、各年次にわたって行うものであること。
- 二 各授業科目を開設する年次において当該授業科目に必要な教室を備えることを原則として、次の表の上欄に掲げる各年次においてそれぞれ同表の下欄に掲げる必要とする校舎等の占める割合以上の施設等を置くものであること

年 次	必要とする校舎等に占める割合
開設時まで	60 %
第1年次中	40 %

3 文部科学大臣は、短期大学等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

○文部科学省告示第45号

○大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱いに係る基準

（平成15年3月31日）
（文科省告示第45号）

最終改正平15・6・19告示116

大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準を次のように定める。

大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準

第1条 文部科学大臣は、大学、短期大学、高等専門学校等（以下「大学等」という。）の設置又は収容定員増の認可の審査に関しては、学校教育法（昭和22年法律第26号）、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

- 一 当該大学等の設置又は収容定員増の認可の申請を行う設置者が設置する大学等における開設前年度から過去4年間（修業年限が6年の学部にあっては過去6年間、短期大学において修業年限が2年の学科にあっては過去2年間、修業年限が3年の学科にあっては過去3年間、高等専門学校にあっては過去5年間）の入学定員に対する入学者の割合の平均（以下「平均入学定員超過率」という。）が一定値未満（大学にあっては学部単位で1.3倍未満、短期大学及び高等専門学校にあっては学科単位で1.3倍未満）であること。
- 二 医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る大学等の設置又は収容定員増でないこと。

第2条 文部科学大臣は、大学院等の設置又は課程の変更の認可の審査に関しては、学校教育法、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

- 一 当該大学院等の設置又は課程の変更の認可の申請を行う設置者が設置する大学等（大学院は除く。）における開設前年度から過去4年間（修業年限が6年の学部は過去6年間、短期大学において修業年限が2年の学科は過去2年間、修業年限が3年の学科は過去3年間）の平均入学定員超過率が一定値未満（当面、大学については学部単位で医歯系1.2倍未満、その他1.3倍未満、短期大学については学科単位で1.3倍未満）であること。
- 二 当該大学院等の設置は、基礎となる学部等が学年進行中の場合は、基礎となる学部等の設置後、2年を経過した日以降であること。この場合において、基礎となる学部等の教員組織、施設・設備等が計画どおりに整備され、十分に充実していること。

附 則

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 大学等の設置又は収容定員増の認可の申請のうち、平成16年度から平成19年度までの間に開設しようとす

るものに対する審査についての平均入学定員超過率に係る要件については、平成19年度までの間、第1条第1号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる開設年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

(大学等の設置又は収容定員増の認可の審査に係る平均入学定員超過率)

開設年度	平均入学定員超過率			
	大學		短期大学	
	基礎となる学部 (一部の学科を基礎とする場合は当該学科)		その他の学部	
	医歯系	その他		
平成16年度	1.20倍	1.30倍	1.50倍	1.50倍
平成17年度	1.20倍	1.30倍	1.45倍	1.45倍
平成18年度	1.20倍	1.30倍	1.40倍	1.40倍
平成19年度	1.20倍	1.30倍	1.35倍	1.35倍

3 大学院等の設置又は課程の変更の認可の申請のうち、平成16年度から平成19年度までの間に開設しようとするものに対する審査についての平均入学定員超過率に係る要件については、平成19年度までの間、第2条第1号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる開設年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

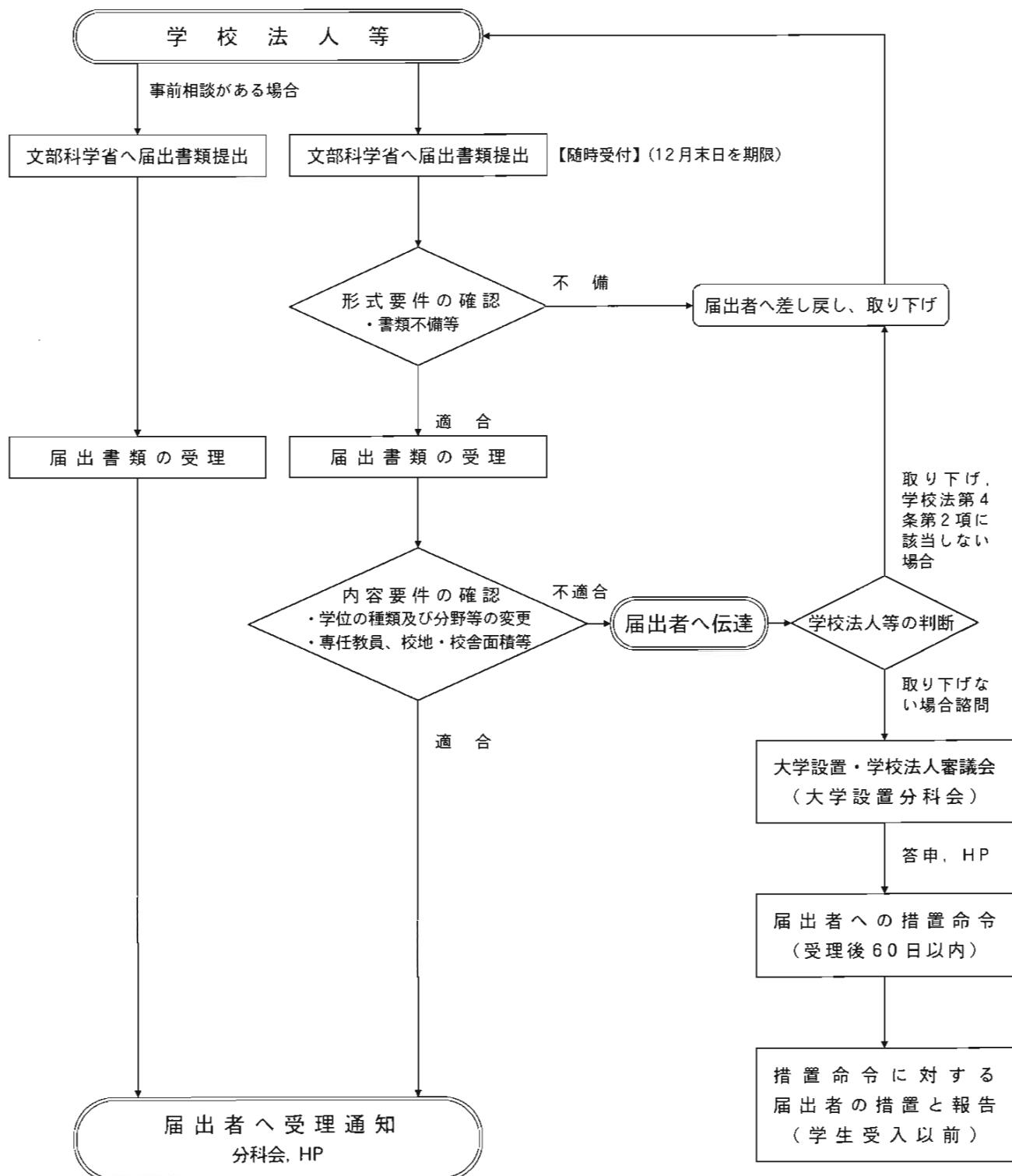
(大学院等の設置又は課程の変更の認可の審査に係る平均入学定員超過率)

開設年度	平均入学定員超過率
平成16年度	1.50倍
平成17年度	1.45倍
平成18年度	1.40倍
平成19年度	1.35倍

附 則

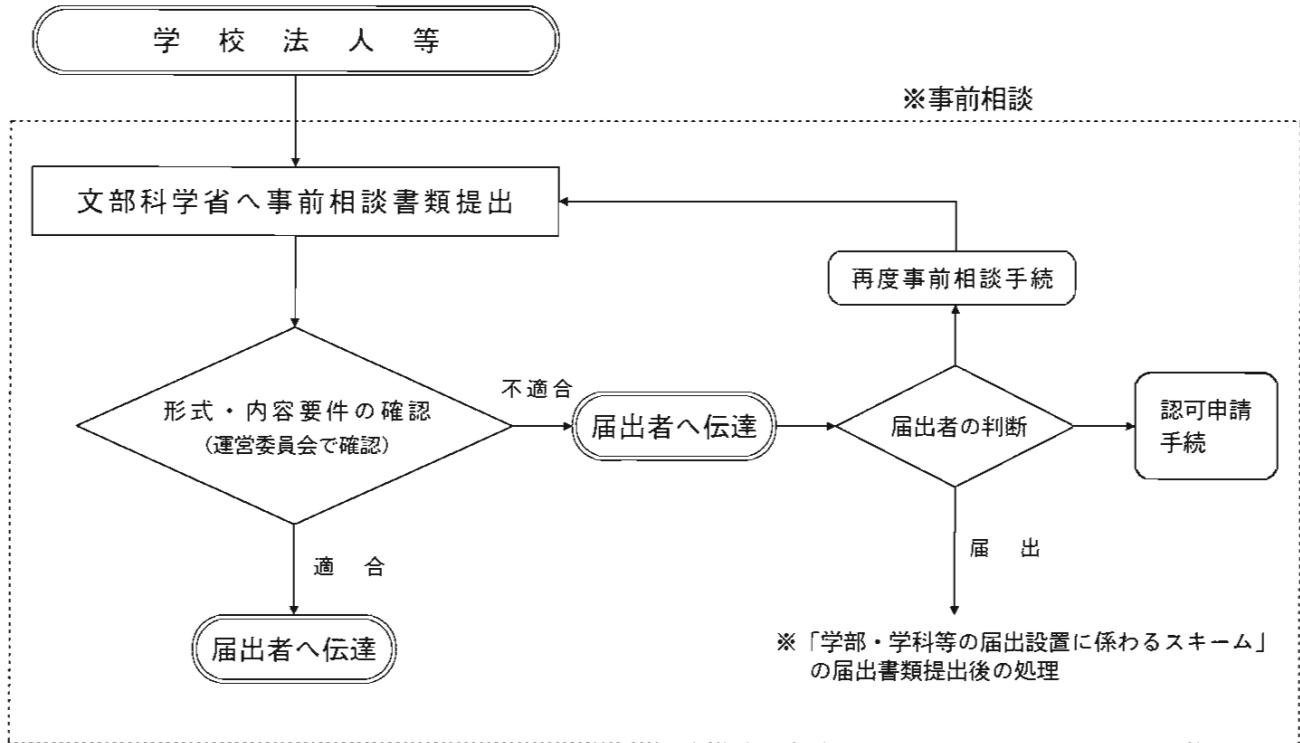
この告示は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

学部・学科等の届出設置に係わるスキーム



(注) 届出者は、届出前に、学部・学科等の設置案件が届出の対象になるかどうか確認したい場合には、大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）に相談できる。

学部・学科等の届出設置に係わる事前相談



(3) 大学評価・学位授与機構が認定した専攻科

文部科学省管轄の大学評価・学位授与機構（平成12年4月より学位授与機構から改組）は、大學卒業者と同等の水準にあると認められる者に対して学位（学士）を授与することとなっている。短期大学、高等専門学校の専攻科からの申し出により大学の学部相当の教育の水準を有しているかを、審査の上、認定された専攻科を、「大学評価・学位授与機構が認定した専攻科」（一般に認定専攻科ともいわれる）という。

(4) 名称变更

短期大学の名称及び学科の名称については、短期大学設置基準第33条の3に「短期大学及び学科（以下、「短期大学等」という。）の名称は、短期大学等として適當であるとともに、当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」と定められている。この規定は、平成15年3月の改正の際に、新たに盛り込まれた規定である。

短期大学の名称及び学科の名称の変更は“届出事項”とされているが、変更の際には、新たな名称がこの規定の趣旨に照らして適切であるかどうかに留意する必要がある。

こうしたことから、名称変更については、学科の設置の場合と同様に、名称変更の手続きを行なうこ

とに特段の支障がないかどうかの判断を、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会に「事前伺い」をすることができるとされている。

(5) 通信教育学科

短期大学は、通信による教育を行う学科を置くことができる（学校教育法第69条の2第6項）。通信による学科を置く場合は、原則として文部科学大臣の認可を受けなければならないが、通信による教育を行う既設学科の分野の変更を伴わない場合については、届出事項となる。

なお、通信による教育を行う学科については、学校教育法第3条及び第88条の規定に基づき、「短期大学通信教育設置基準」が定められている。

3. 学科・専攻の現況

短期大学は昭和24年に暫定的な制度として発足した。そして昭和39年に学校教育法上に位置付けられ、さらに昭和50年には短期大学設置基準が省令化されるなど、高等教育の一機関として整備拡充が計画的に行われてきた。その後、昭和59年に設置された臨時教育審議会が短期大学に対して、社会・経済の複雑化、高度化の急速な進展や国際化、情報化という社会状況の変化に対応する必要性があることを指摘した。そして昭和62年10月に文部大臣から諮問を受けた大学審議会は平成3年2月に「短期大学教育の改善について」という答申を行った。

この答申に基づき平成3年4月に準学士の称号付与が学校教育法に盛り込まれ、同年6月には短期大学設置基準の大幅な改正がなされた。

短期大学設置基準は、昭和24年8月に大学設置審議会の決定事項として定められ、「短期大学の学科又は専攻部門は、文学・語学・図書館学・経済学・商学・理学・工学・農学・水産学・家政・教育（保育を含む）・体育・社会事業・厚生・芸術・新聞・その他の学科又は専攻部門として適当な規模内容があると認められたものとする。」との学科の例示があったが、昭和50年の文部省令の制定でこの例示がなくなり、さらに大学審議会の答申を受けて平成3年に改正された短期大学設置基準により大綱化、弾力化が一段と進んだ内容となった。

こうした法的な整備は、学術の進展や社会の要請に適応した特色ある教育研究を発展させる余地を生じさせ、新しい学科・専攻の設立の動きや再編成の可能性を高まらせている。

その一例がいわゆる「地域総合科学科」で、特定の学問領域に限定せずに、地域の多様なニーズに柔軟に応じることを目的とした新しいタイプの学科である。その特色として、①多様な科目とコース展開、②科目・コースの柔軟な選択、③多様な履修形態、④社会人の積極的受け入れ、⑤第三者機関による適格認定に基づく質の保証、等が挙げられる。

第2章 学生収容定員

1. 定員の概念

定員とは、短期大学設置基準に基づき、文部科学大臣が認めた短期大学が受け入れができる学生数を指し、各年度の新入生として受け入れることのできる入学定員と、短期大学全体として受け入れることのできる収容定員とに分けられる。定員は、学科ごとに、また、専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに学則に定めなければならない。なお、昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を明示するものとされている。

設置基準上、定員は設置する校地面積、専任教員数等と不可分の関係にある。すなわち、専任教員数、校地面積、校舎面積等が一定であれば、設置する学科の種類に応じて定員が決められる。逆に、専任教員数、校地面積、校舎面積も、設置する学科の定員数に応じて決められる。

2. 収容定員変更手続

こうしたことから、収容定員を変更しようとする場合には、原則として文部科学大臣の認可が必要とされる（学校教育法第4条第1項、同法施行令第23条第10号）。ただし、平成14年11月の学校教育法並びに学校教育法施行令の改正により、短期大学全体の収容定員の増加を伴わない変更については、届出事項となった（学校教育法第4条第2項第4号、同法施行令第23条の2第5号）。

認可申請書、届出書その他の書類の様式及び提出部数等については、「大学の設置等の認可申請に係る書類の様式及び提出部数」（平成15年文部科学省告示第54号）に示されている。認可申請の期間については、4月申請7月認可、7月申請9月認可、9月申請11月認可の、年3回、2か月審査となつた。短期大学全体としての収容定員の増加を伴わない変更の場合の届出の時期については、変更しようとする年度の前年度の12月31日までとされている。

ところで、収容定員の増加の審査に当たっては、特定の条件を満たす場合を除き、従来から原則抑制の方針が採られていたが、大学間の自由な競争により各大学が社会的な需要等に柔軟に対応することができるよう、平成14年11月の学校教育法改正を機に、抑制方針は撤廃されることになった。同時に、工業（工場）等制限区域・準制限区域内の短期大学等の設置等についても、その抑制方針が撤廃された。ただし、こうした抑制方針の撤廃により教育条件の低下等の事態を招くことがないよう、各大学における定員管理の厳格化が今まで以上に求められ、短期大学設置基準においても、平成15年3月の改正により、「短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする」（第4条第4項）との条文が設けられている。

3. 臨定の延長及び恒常化

期間を付した定員（臨時的定員）の制度は、18歳人口の急増・急減期に対処するために採られた政策である。従って、この制度の趣旨に沿えば、当初の計画である平成11年度で解消すべきものであるが、その後、受験生への影響、臨時的定員の果たした役割、私学経営への影響等を考慮した結果、大学審議会から16年度までの5年間で段階的に解消していく一方で、平成11度の規模の5割程度の恒常的定員化を認めることが適切であるとの方針が示された（「平成9年1月29日大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」」）。これを受け、「臨時的定員に関する平成12年度以降の取扱方針」（平成9年2月6日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定／平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）が出され、臨時的定員の延長及び恒定化に際しての具体的な指針が示されることになったのである。

第3章 学 則

学則は学校の組織、編成、運営等に関する教学上の基本的規程であって、対外的、学内的に学校の憲法にも相当するものである。

そして、学則は短期大学の設置認可申請に必要な書類の一つとして指定されており（学校教育法施行規則第3条）、学則に記載すべき事項も学校教育法施行規則第4条に次のように定められている。

○学校教育法施行規則

第4条 前条の学則中には、少なくとも、次の事項を記載しなければならない。

（以下略）

以下、学校教育法施行規則第4条第1項各号に規定されている学則記載事項について簡単に触れるが、条文化するに際しては短期大学設置基準に添う必要がある。

① 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という）に関する事項

- ・ 修業年限

「2年又は3年」（学校教育法第69条の2第2項）で短期大学の教育目的に応じて学校が定める。

- ・ 学年

「小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る」（学校教育法施行規則第44条）及びその準用規定「第28条及び第44条の規定は、大学にこれを準用する」（同施行規則第72条）により定める。

- ・ 学期

学期は、前期・後期の2学期制が大部分であるが、昭和48年大学制度の弾力化の措置により、3学期制が可能となった。一つの学期の授業期間は10週又は15週にわたること（短期大学設置基準第9条）とされている。

- ・ 授業を行わない日（休業日）

学校教育法施行規則第47条、第48条は、小学校における休業日を定めている。短期大学においては準用規定はないが、これに準じて休業日を定めている。

② 学科及び課程の組織に関する事項

学科は教育研究上の必要に応じて組織されるもので、教育上特に必要があるときは専攻課程を置くことができる（設置基準第3条）。

③ 教育課程及び授業日数に関する事項

・教育課程

教育課程は、短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、学科に係る専門の学芸を教授して職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう体系的に編成し、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当する（設置基準第5～6条）。

・単位の計算方法

学則作成例（短期大学教育第48号臨時増刊）では、次のように示している。

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 四 個人指導による○○科目については、○○時間の授業をもって1単位とする。
- 五 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して○○単位をあたえることができる。

なお、この条項は従来のまま規定しておくことも可能であるが、より弾力的に扱うことができるようした趣旨を生かすことが大切である。

・授業日時数

「1年間の授業日数は、35週にわたり210日」という規定が過去にあったが、現在は「定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする」（短期大学設置基準第8条）と日数の規定がなくなった。学則には授業日数を直接明示せず、前記①の「学期」に期間を付し、同「休業日」との関係から間接的に授業日数を表示している例が多い。

④ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項

・学習の評価

授業科目を履修し、試験に合格した者には所定の単位を与える（短期大学設置基準第13条）ことになるが、学習の評価についての法的規制はなく、通常A、B、C又は優、良、可等の表記で行うことを合否の基準とともに規定する。

・課程修了の認定

卒業の要件を記載する。卒業の要件としては、修業年限及び必要単位数を記載する例がほとんどである。卒業に必要な単位数は2年制の短期大学では62単位以上、3年制の短期大学では93単位以上（短期大学設置基準第18条）であるが、夜間学科等においては修業年限を3年とし、修得単位数を62単位以上とする（短期大学設置基準第19条）こともできる。

⑤ 収容定員及び職員組織に関する事項

・ 収容定員

ここにおける収容定員は、学生定員のことをさし、学科ごと（専攻課程を置く場合は専攻ごと）に入学定員を規定する。なお、昼夜開講制をとる場合は、昼間主コースと夜間主コースとに分けて規定する（短期大学設置基準第4条）。

・ 教員組織

職員には教員だけでなく事務職員等も含むが、学則には「本学に学長、教授、助教授、講師、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。」と簡単に規定している場合が多い。なお、副学長等をおく場合にはこの項で規定しておくのが良い。また、この項で教授会についても規定する。教員組織と教員の資格については、短期大学設置基準第20条～第26条に、教授会の設置については学校教育法第59条に規定されている。

⑥ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

・ 入学

入学の時期、入学資格、入学の出願・選考、入学手続、入学許可等について規定する。

・ 退学

学長の許可が必要である旨を規定する。

・ 転学

転学者を受け入れる場合には学則に規定する。転学を規定している短期大学は少ないが、規定する場合は、既修得科目と単位の取扱いや在学すべき年数についても触れるようにする。

・ 休学

休学に必要な修学出来ない期間や休学の最長期間などを規定する。

・ 卒業

前記④の「課程修了の認定」の項に記したように卒業の要件、卒業の認定、卒業証書の授与について規定する。なお、準学士の称号は短期大学から授与するのではないので学則に規定しなくてもよいが、もし規定する場合はこの項で「準学士と称することが出来る」とするのが適当である。

⑦ 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

授業料等については、その納入金額、納入時期、納入方法等（授業料等の免除、返還、休学中の取扱い等）を規定する。なお、入学検定料及び入学料は金額を学則に規定し、納入時期、納入方法

は入学募集要項に記載している場合が多い。

⑧ 賞罰に関する事項

賞に関する法令上の規定はないが、罰に関しては懲戒ができる旨の規定（学校教育法第11条及び同法施行規則第13条）がある。学則には表彰と罰則について規定することになるが、罰則の場合は乱用を防ぐ観点からも具体的な該当項目を規定しておく必要がある。

⑨ 寄宿舎に関する事項

寄宿舎は、なるべく備えるものとする（短期大学設置基準第28条第5項）ことになっており、寄宿舎がある場合はこのことを条文化する。

以上、学則記載事項について、学校教育法施行規則に規定されている項目について触れたが、この他に当該短期大学で実施している項目があれば、学則に記載する必要がある。その主なものは次のとおりである。

- ・資格取得に関する事項

教育職員免許状の所要資格を得させるための課程認定を受けている場合は、学則に必要項目を記載する

- ・科目等履修生、特別聴講学生、留学生に関する事項
- ・単位互換による履修、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に関する事項
- ・既修得単位の認定に関する事項
- ・専攻科、別科等を設置している場合は、その名称、修業年限、学生定員、入学資格、修了の要件、教育課程、納入金等
- ・長期履修学生に関する事項

短期大学設置基準第16条の2において、「短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる」として、社会人の様々な学習需要に対応し、大学等が多様で柔軟な学習機会を提供し、社会人の受け入れをいっそう推進し得るように、長期にわたる教育課程の履修を定めている。よって、各短期大学が、同規定による学生（長期履修学生）を受け入れる場合には、授業料、教育課程等、関連の規定を学則に設けておく必要がある。

なお、教育課程、授業料等学則の記載事項を変更する場合は変更する年度の前年度末までに、また、入学検定料を変更する場合は検定料を受験生に納付させる前に文部科学省に「短期大学学則の一部変更届」の届出様式に従って作成し、提出しなければならない。

○学則記載事項・関係法規等の資料

学校教育法 施行規則 第4条第1項	学校教育法 (条 数)	学校教育法 施行規則 (条 数)	短期大学 設置基準 (条 数)
① 修業年限	69の2②		
	学年	44(関連72)	
	学期		9
	休業日	(47準用)	
② 学科・課程組織	69の2⑤, ⑥	66②	3
③ 教育課程			5~7, 11, 12
	授業日数		8
④ 学習評価			13~16
	課程修了の認定	28(関連72)	18, 19
⑤ 収容定員			4
	教員組織	7, 9, 28⑧, 50⑤, 58	20~26, 29③, 34, 35
⑥ 入学	56	67, 69, 72②	
	退学	67	
	転学	67	
	休学	67	
	卒業	67, 72②	18, 19
⑦ 授業料	6		
⑧ 賞罰	11	13	
⑨ 寄宿舎			25⑤

私立短期大学における認可・届出事項一覧

事 项	認可の別 届出	関 係 書 類 の 提 出 時 期	担 当 窓 口	備 考
1 短期大学の新設	認 可	開設年度の前年度の4月30日まで	大学設置事務室	
2 短期大学の廃止	認 可	在学生がいなくなることが確定した時	〃	
3 学科の設置	認 可	開設年度の前年度の6月30日又は9月30日まで	〃	
4 学科の設置（当該大学が設置する学科の分野の変更を伴わないもの）	届 出	開設年度の前年度の12月31日まで	〃	
5 学科の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	大 学 課	
6 専攻課程の設置	届 出	開設年度の前年度の12月31日まで	〃	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る
7 専攻課程の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	〃	
8 通信教育の開設	認 可	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置事務室	
9 通信教育の開設（当該大学が設置する通信教育に係る学科の分野の変更を伴わないもの）	届 出	開設年度の前年度の12月31日まで	〃	
10 通信教育の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	〃	
11 専攻科、別科の設置	届 出	開設年度の前年度の12月31日まで	大 学 科	
12 専攻科、別科の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	〃	
13 大学の収容定員の総数の増加	認 可	増加しようとする年度の前年度の4月30日、7月31日又は9月30日まで	大学設置事務室	
14 学科等の収容定員の増加（当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの）	届 出	増加しようとする年度の前年度の12月31日まで	大 学 課	
15 学科等の収容定員の増加（当該大学の通信教育に係る収容定員の総数の増加を伴わないもの）	届 出	増加しようとする年度の前年度の12月31日まで	〃	
16 収容定員の減少	届 出	減少しようとする年度の前年度の12月31日まで	〃	
17 臨時の定員の変更	届 出	変更しようとする年度の前年度の12月31日まで	〃	平成16年度までの間に限る

事 項	認可の別 届出	関 係 書 類 の 提 出 時 期	担 当 窓 口	備 考
18 専攻課程間の入学定員の変更	届 出	変更しようとする年度の前年度の12月31日まで	大 学 課	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る
19 学則の変更	届 出	変更しようとする時	〃	
20 目的の変更	届 出	変更しようとする時	〃	
21 名称の変更	届 出	変更しようとする時	〃	
22 位置の変更	届 出	変更しようとする時	〃	
23 校地・校舎の変更	届 出	変更しようとする時	参 事 官	
24 通信教育に関する規程の変更	届 出	変更しようとする時	大 学 課	
25 学長の変更	届 出	変更した時	〃	
26 学生募集の停止	報 告	募集停止を決定した時	〃	
27 設置者の変更	認 可	変更しようとする時	大 学 設 置 事 務 室	

第4章 大学評価

1. 自己点検・評価のスタート

自己点検・評価とは、各短期大学が自らの教育研究の理念に照らして、教育活動及び研究活動の状況を点検・評価することである。

大学評価については、昭和61年の臨時教育審議会の第2次答申の中で、大学の自己検証・自己評価が要請されているが、大学評価についての本格的な議論が始まったのは、平成3年2月の大学審議会答申「短期大学教育の改善について」においてである。この答申の最大のポイントは、短期大学設置基準の様々な制約を大幅に緩和すべきこと、短期大学自身による自己点検・評価が重要であること指摘した点である。すなわち、規制緩和の社会的な流れの中で各短期大学がカリキュラムを組むに際して大幅な“自由”を与えるのと引き換えに、自己点検・評価を課すことにより、“自由”に対する保証を求めたものとなっている。いわゆる大綱化と自己点検・評価は表裏の関係にあると言える。

大学審議会のこの答申を受けて大綱化された短期大学設置基準においては、自己点検・評価は、次のように規定されていた。

『第2条 短期大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該短期大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該短期大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。』

大学、短期大学関係者にとって、自己点検・評価はあまり馴染みのないものであったために、当初は若干の戸惑いも見られたが、次第に自己点検・評価は、多くの大学等で実施されるようになり、平成10年度の文部省の調査によると、9割近い大学、短期大学等が実施していることが明らかになった。

2. 自己点検・評価の義務化と大学評価・学位授与機構の発足

平成10年10月、大学審議会は「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」との答申を行った。その中で、自己点検・評価については、「形式的な評価に陥り教育研究活動や組織運営の改善に十分結び付いていない」との指摘がなされた。その上で、今後は、「大学の教育研究活動の透明性を高めるため、現在は努力義務である自己点検・評価の実施とその結果の公表を各大学の義務として位置付けることが必要である。」との方針を示すとともに、

そのためにも「第三者機関を設置する必要があり、速やかな対応が望まれる。」としている。

この答申を受け、平成11年9月、短期大学設置基準が改正された。これにより、自己点検・評価について定めた第2条は、自己点検・評価は、「努力義務規定」から「義務規定」となり、その結果についても公表するものとされ、また、結果については、学外者による検証が「努力義務」として、次のように改められた。

『第2条 短期大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該短期大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該短期大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適當な体制を整えて行うものとする。
- 3 短期大学は、第1項の点検及び評価の結果について、当該短期大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。』

また、同様に答申を受けて、平成11年4月、学位授与機構の中に大学評価機関（仮称）創設準備室及び同準備委員会が設置され、平成12年2月には、学位授与機構を改組し、「大学評価・学位授与機構」が発足することとなった。

それまで、学位授与機構は、生涯学習活動推進の観点から、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対する学位授与の途を開く国の機関として、一定の役割を果たしてきたが、新たに第三者評価を行う大学評価機関として、国公立大学の評価を実施することになったものである。

なお、大学評価・学位授与機構は、これらの役割のほかに、大学評価や学位授与に関する調査研究、情報提供等の活動を行っている。

3. 認証評価機関による第三者評価

中央教育審議会は、平成14年8月「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」と題する答申を提出した。この答申の中で、それまでの我が国の大学評価については「自己点検・評価が定着してきているものの、第三者評価は未熟であり、大学の質の保証システムとしては不十分にある。」との評価を下している。その上で、大学の自主性・自立性に配慮しながらその教育研究の質の維持向上を図っていくためには、現在、活動を展開している「様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する」ことを提言している。

この提言を受け、平成14年11月学校教育法が改正され、認証評価機関による第三者評価が義務化されることになった。認証評価を実施する期間については、学校教育法施行令第40条により、7年に1度の割合で実施するものと定められている。

なお、認証評価に係る規定については、平成16年4月1日から施行された。

現在、認証評価機関として認められた機関は、財団法人短期大学基準協会、財団法人日本高等教育評価機構、財団法人大学基準協会などがある。

○学校教育法

第69条の3 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育

研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

認証評価機関となるための基準については学校教育法第69条の4において、次のように定められている。

- 1 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- 2 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 3 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
- 4 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
- 5 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人でないこと。
- 6 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

また、同条第4項においては、「認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。」とされている。

上記のとおり、自己点検・評価の義務については、学校教育法に規定され、併せて自己点検・評価の方法についても、次のとおり学校教育法施行規則に規定された。

○学校教育法施行規則

第71条の2 大学は、学校教育法第69条の3第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適當な体制を整えて行うものとする。

さらに、自己点検・評価に関する事項が、学校教育法及び同施行規則に規定されたことにより、短期大学設置基準における自己点検・評価に関する規定が削除された。

4. 法令違反状態の大学に対する措置

設置基準等の法令違反の状態にある私立大学に対する国の方針としては、行政指導以外には、現行制度上は、大学自体の閉鎖を命ずる“閉鎖命令”という最終措置があるのみで（国公立大学に対しては、法令違反の是正を命ずる“変更命令”がある）、大学の自主性・自立性を踏まえた緩やかな改善措置についての規定が未整備となっている。

平成14年8月、中央教育審議会は、こうした現行法上の問題点を踏まえ、「違法状態にある大学に対しては、緩やかな措置から段階的に是正を求めるべく、新たに改善勧告制度を導入するとともに、私立大学についても変更命令を可能とし、閉鎖命令に至る事前の措置を規定する」ことを提言した。

これを受け、平成14年11月、学校教育法が改正され、第15条として次の条文が追加された。

○学校教育法

第15条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によってもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

4 文部科学大臣は、第1項の規定による勧告又は第2項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 取得可能な資格等

短期大学を卒業する際に得られる諸資格は非常に広範囲にわたっている。以下に例を示す。

① 無試験で取得できる資格等

教育職員免許状 中二（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、外国語、宗教） 小二 幼二 養二 医療事務管理士 医療秘書士衛生管理者 栄養士 学芸員補 介護福祉士 図書館司書 学校図書館司書教諭 社会教育主事補（任用） 社会福祉主事（任用） 食品衛生管理者 測量士補 毒物劇物取扱責任者 上級秘書士 秘書士 上級情報処理士 情報処理士 ビジネス実務士 上級ビジネス実務士 保健師 保育士 レクリエーションインストラクターなど

② 受験資格が得られるもの

園芸装飾技能士 家畜人工受精師 看護師 灸師 歯科衛生士 歯科技工士 自動車整備士（二級、三級） 社会保険労務士 助産師 鍼師 診療放射線技師 税理士 造園技能士 二級建築士 農業機械整備技能士 美容師 ポイラー技士 溶接技術者（一級） 理学療法士 作業療法士 臨床検査技士 臨床工学技師 健康運動実践指導者など

③ 実務経験を経て取得できる資格等

学芸員 社会教育主事 測量士 ポイラー・タービン主任技術者など

④ 実務経験を経て受験資格が得られるもの

一級建築士 インテリアプランナー 危険物取扱者（甲種） 建設機械施行技士 社会福祉士 造園施工管理技士 電気主任技術者（二種、三種） 作業環境測定士 マイクロコンピュータ応用システム開発技術者 健康運動指導士など

⑤ 第一次試験・予備試験等が免除されるもの

衣料管理士（二級） 火薬類取扱保安責任者 技術士 公認会計士 繊維製品品質管理士 総合無線通信士（二級） 第二種電気工事士 不動産鑑定士 陸上無線技術士（二級）など

第6章 教務所管事項の記録と整理

短期大学は、学校教育法第69条の2に規定されているように、教育と研究の両方の機能を有している。このうち教育の機能、特に授業にかかる分野の事務を総称して、教務所管事務という。したがって、その中心業務は、学生がどの授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得したかの記録を行い、整理・保存することにある。

学生が大学を卒業するということは、それぞれの短期大学の教育目的を達成したことを意味し、短期大学が卒業生を世に送り出すことは、社会に対し、このことを保証することになる。このため、学生に対してなされる教務関係の記録は正確であることが求められ、かつ、これらの記録が必要に応じいつでも検索出来るように分類・整理されていなければならない。

学校が記録・保存しておかなければならぬ表簿は、「I 学生編」第2章5、学籍簿の編成と保存の項（P. 27～30 参照）で述べたとおり学校教育法施行規則第15条第1項及び学校保健法施行規則第6条第1項（健康診断票）に規定されている。これらの中には教務所管事項とは一概にはいえないものもあるが、一応、大学の事務部門で扱われている。

このほか、大学には直接関係しないが、設置者である学校法人としては、私立学校法第47条に規定されている財産目録等や、学校保健法施行規則第12条第1項に規定されている職員健康診断票の作成が義務付けられている。

これらの表簿類の保存期間は、学校教育法施行規則第15条第2項で規定されている。

○学校教育法施行規則

第15条② 前項の表簿（第12条の3第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

この項において「別に定めるもの」とは、学校保健法施行規則第6条第4項で規定する健康診断票及び歯の検査票の保存期間5年間をさしている。

ただし、大学は歯の検査を除くことができる。

また、「指導要録」とは在学又は卒業した者の学習及び健康の状況を記した書類の原本をいう（学校教育法施行規則第12条の3）が、その性格は児童・生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等のために役立たせるための原簿としての性格をもっている（昭和55年2月29日文初小第113号改正通知）ため、現実には「健康の状況」を記載する様式にはなっていない。

「指導要録の写し」とは文字とおりこの原本の写しであり、「指導要録の抄本」とは原本の一部を転記（複写）したもので、大学入学試験時に高校から提出される調査書がこれに相当する。

したがって、指導要録及びその写しのうち、入学、卒業等の学籍に関する記録の部分は20年間、その他の部分は5年間保存しなければならないことになっている。

なお、指導要録の抄本については、当該学校に在学する期間保存することになっており、大学においてもこれを準用すればよいであろう。指導要録の抄本の記載事項はおおむね次の事項を含むことになっており（昭和56年12月24日文初高第303号改正通知等）、生徒が進学した場合に校長が作成して進学先へ送付すること（学校教育法施行規則第12条の3）とされている。

参考：指導要録の抄本の記載事項

- ① 学校名、所在地、課程及び学科名
- ② 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- ③ 卒業月日
- ④ 各教科・科目の学習の記録
- ⑤ 最終年度の特別活動の記録
- ⑥ 最終年度の行動及び性格の記録
- ⑦ その他将来の指導上必要と思われるものがある場合にはその事項

大学には法令に基づかない表簿も数多くあるが、これらの書類の保存期間は当然のことであるが学校教育法等には明示されていない。したがって、これらの書類が利害関係を有する場合には、民法第167条第2項の消滅時効である20年間の保存が必要となるが、実質的な利害関係や義務づけられた表簿の保存期間から類推して、一般的には5年間保存すればよいと考えられる。

このように、教務所管事項の記録については義務づけられていることが多いので、学内の規定類を整備し、書類ごとの保存期間・整理方法を明文化しておき、年度により、あるいは事務担当者により取扱いの異なることのないような注意が肝要である。